

メディアにおける「創作物の性表現」 と「現実の性被害」との関係性

～児童買春・児童ポルノ禁止法
改正案をめぐって～

ジェンダー法学会 2013 年学術総会 個別報告レジュメ

慶應義塾大学 SFC 研究所 上席所員（訪問）

渡辺 真由子

1 はじめに ～児童買春・児童ポルノ禁止法改正案と創作物

児童ポルノについては、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」(以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」)¹が1999年に制定、2004年に改正²され現在に至る。しかし、現行法では児童ポルノを単に個人で鑑賞する目的で所有する「単純所持」は禁じられておらず³、インターネット経由で画像が世界的に拡散する中で、国際社会からも批判がある⁴。このため、規制の強化を目指すべきとの見解に基づき、2011年に同法の改正案(衆法第177回国会23号)が当時与党の民主党から提出された。同様の改正案は自民、公明両党も提出しており、3党による修正協議が行なわれたが合意には達せず、2011年秋の臨時国会以降への継続審査となった。その後2013年の通常国会で、与党に返り咲いた自民党と、公明党・日本維新の会が改正案(衆法第183回国会22号)を共同提出するも継続審査となり、現在に至っている。

児童ポルノ事件は増加傾向にあり、2012年上半期の摘発件数、人数ともに前年同期比で19・9%、37・2%増の764件612人で、いずれも過去最多となった。児童ポルノ事件の85・7%はインターネット関連である。また低年齢児童の児童ポルノは、8割以上が強姦・強制わいせつ手段によって製造されている⁵。

児童ポルノに歯止めをかけるための対策が急がれるにも関わらず、改正案がまとまらないのは何故か。理由の一つ⁶に、漫画やアニメ、ゲームといった「創作物」の取り扱いに関する見解の相違がある。

2011年の民主党案は「この法律のいかなる規定も、架空のものを描写した漫画、アニメーション、コンピュータゲーム等を規制するものと解釈してはならない」と明記し⁷、創作物を規制対象から外している。一方、自民党らの案は「政府は、漫画、アニメーション、コンピュータを利用して作成された映像、外見上児童の姿態であると認められる児童以外の者の姿態を描写した写真等であって児童ポルノに類するものと児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進する」と定め⁸、請願においても「漫画やアニメ、ゲームソフト等『仮想のわいせつ画像や性的虐待の表現』も目に余り、これ以上、児童ポルノの氾濫を放置して

おくことはできない」⁹とするなど、創作物をも問題視する姿勢を見せる。

創作物の性表現をめぐるのは、2010年12月に改正された東京都青少年健全育成条例が、18歳未満への販売を禁じた「不健全図書」の指定範囲を拡大し話題となった。漫画やアニメに対する従来の指定基準は、「青少年の性的感情を刺激するもの」等、性的刺激の強さに重点を置いていた。改正条例は新たに、「刑罰法規に触れる性行為(強姦等)や近親者間の性行為を不当に賛美・誇張したもの¹⁰」を基準に加え、内容の「反社会性」にも着目したことが特徴である。

この改正条例についても、2010年6月の都議会審議では民主などの反対多数で否決された。世論も賛否が二分し、テレビや新聞報道、インターネットを通じて激しく議論が交わされ、都側が修正した末に同年12月に可決に至る等、大いにもめた。議論のポイントの一つ¹¹は、「実在しない人間を描く創作物を、規制対象とする必要があるのか」という点にあった。

規制に反対する論者は、創作物の性表現の製造過程に「実在の被害者がいない」ことを、規制不要とする根拠に挙げた¹²。また、「性交などを描写したコミックを読むことと、性犯罪に走ることとの因果関係は認められていない。そうしたコミックが性的成長を阻害するという学問的知見もない」と主張した¹³。一方、賛成の立場からは「漫画の性的暴行描写を目にした者が、それを真似て性犯罪に及ぶことはあり得る」と、創作物も間接的には実在の被害者を生みだしていることが強調され¹⁴、創作物の性表現と性犯罪の関係については、両面から異なる主張がなされている。

2012年12月に自民党による新政権が発足したことを受け、今後は児童買春・児童ポルノ禁止法の改正へ向けた動きが再び活発化し、創作物問題への関心が高まることが予想される。しかしながら、創作物の性表現規制は近年議論の対象となることが多いものの、「創作物の性表現」と「現実の性被害」との関係性に対する認識は未だ定まっていない。性犯罪におけるポルノグラフィーの存在については、二瓶(2004)がアダルトビデオ(AV)を中心とした複数の事例を紹介したが、創作物のポルノグラフィーに焦点を当てた研究は管見にして知らない。

よって本稿は、創作物の性表現と現実の性被害との

関係性について、まず近年の性犯罪をめぐる事例から検討する。続いて、創作物の性表現の影響に関する研究理論やデータを整理し、社会科学的な知見から検討を加える。まとめとして、創作物の性表現対策のあり方を考察する。

2 創作物の性表現と現実の被害事例

2.1 創作物による実在児童の権利侵害

児童ポルノについては、実写版は製造過程において実在児童への性的虐待等が伴い、「実在児童の権利を擁護する」という児童買春・児童ポルノ禁止法の目的¹⁵に反するため違法とされる。では果たして、創作物であれば、実在児童の権利は侵害されないのだろうか。この点について、以下の複数の事例から検討する。

2006年から2007年にかけて、「女兒愛好団」と称されるメンバー41人が、小学生を含む少女たちへの強姦、強制わいせつ、児童ポルノの製造、提供などの容疑で宮城・埼玉両県警に摘発された。メンバーは主にインターネット上で知り合い、中心人物とされたのは漫画家の男¹⁶だった。メンバーには、自分が女兒を襲った際の映像をこの漫画家に提供した者もいた。漫画家は「見ず知らずの男達に女兒が襲われ、やがて父親も暴行に加わる」といったストーリーの漫画を市販用に描いていたとされる。元メンバーは「構図もストーリーもリアルで群を抜いていた。彼は我々が見せた実写で描いていたのだと思う」と述べている¹⁷。

この事例からは、実在の児童に対する性的虐待が、漫画という創作物の「ネタ元」になっていたことが伺える。すなわち、漫画の背後に、実在児童に対する権利侵害が存在するのである。

実在児童の被害体験は、生々しいイラストとストーリーで再現され、多くの人の目にさらされることとなる。こうしたケースを鑑みれば、「創作物であれば実在児童の権利は擁護される」とは言い切れないであろう。

だが現行法においては、被害体験が創作物に「変換」¹⁸されている限り、作品そのものは法規制の対象ではないため、流通が止められることはない¹⁹。実写版とは異なり、製造された過程を厳しく問われることもないため、実在児童の性被害と結び付いていたとしても、発覚しづらい怖れがあると考えられる。

2.2 性犯罪における創作物の利用

一方、創作物そのものは架空の出来事や人物を描いたものであっても、「創作物を真似て性犯罪に及ぶことはあり得る」とする規制賛成論者の主張についてはどうだろうか。

この点については、2004年に発生した奈良小1女児誘拐殺害事件²⁰が記憶に新しい。以前から複数の女児にわいせつ行為を繰り返していた加害者の男は、自宅室内に児童を性的に描いたポルノコミックや雑誌を大量に所有していた²¹。

逮捕後に捜査本部が犯行動機を追及したところ、男は「幼い女の子に興味があった。ロリータのポルノビデオやアニメを見るのが好きだった。まねしてみたくなって、女兒を探した」などと供述したという²²。男が女兒を性的対象と見なすようになったきっかけは、高校2年生の時にアダルトアニメ（中学生くらいの兄と小学校低学年くらいの妹が性交し、妹が性的快感を得る内容）を鑑賞して、「子どもも大人と同じだ」と思ったためであることも明らかになった²³。

上記事件は、創作物に影響された犯行として世間に衝撃を与えた。国会議員が超党派で、少女を性的に描くアダルトゲームやアニメ対策を考える勉強会を立ち上げるなどの動きにもつながった²⁴。だがその後も、類似の事件は後を絶たない。

奈良の事件から日も浅い2005年5月、複数の少女らを監禁し、性的虐待を加えていたとして男が逮捕された。監禁相手には犬の首輪を付け、自身を「ご主人様」と呼ばせていた。男は女性を監禁・暴行して思い通りに育成する、「調教もの」と呼ばれるジャンルのアダルトゲームに熱中し、監禁相手に同様の行為をしていたという²⁵。

また2008年4月、東京都江東区のマンション内で会社員の女性が自室から姿を消した。後に同マンションの2軒隣に住む男が逮捕され、殺人や死体損壊、わいせつ目的略取の罪で起訴された²⁶。男は女性の遺体を細かく切断して遺棄。かねてから「女性は性的暴行を受けると快感を覚え、言いなりになる」といった内容のアダルトゲームやアニメ、アダルトビデオを好んで視聴し、「現実の女性もそういうものだと思っていた」と公判で述べている。また、自身も同人誌を制作し、手足が切断された女性に性的暴行を加えるイラスト

ト等を描いていた²⁷。

2011年3月には、熊本市内のスーパーで3歳の女児が行方不明となり、遺体で発見される事件が発生。殺人と強制わいせつ致死などの疑いで起訴された元大学生の男の部屋からは、少女の裸などを描いたポルノ漫画が多数見つかった²⁸。

さらにごく最近の事例として2012年9月、広島市で小学6年の女児を旅行かばんに押し込み連れ去ったとして、男子大学生が逮捕された(同年12月にわいせつ目的略取と監禁などの罪で起訴)。大学生は自宅に露出度の高い少女が写った市販DVDを所有していた他、事件について「少女をかばんに入れる場面がある漫画を参考にした」などと供述したことが明らかになっている²⁹。

これらの事例に鑑みると、創作物の性表現が、現実の性犯罪において模倣されたり、实在児童を性的対象とする見方を植え付けたり、实在女性全般への歪んだ認知を形成したりしていることが思料される。架空の出来事や人物を描いた創作物であっても、見る者に影響を与え、間接的には实在の被害者を生み出す可能性は否定できない。

もっとも、性犯罪の加害者が犯行の理由としてビデオやコミックなどのメディアを挙げるのは、自分の責任を外的理由に転嫁するためとも推察される³⁰。また、メディアからこうした影響を受けるのは、「一部の特殊な人々」と一般に受け止められている。そこで以下では、社会科学的な知見から、メディアの性表現が見る者に与える影響を検討する。

3 性表現の影響に関する研究

3.1 実写版ポルノグラフィーの影響研究

性表現が見る者に与える影響に関しては、1970年代から北米を中心に実証的な研究が行なわれてきた。日本でも1980年のAV登場を受け実写版ポルノグラフィーへの問題意識が高まり、三井(1990)や大淵(1991)が海外における研究結果を報告した。近年では渡辺(2012)が、国内における研究やインターネット関連の研究も含めて分析・報告している。

それらによれば、性暴力を女性が受け入れるポルノグラフィーは、「女性は強姦されたがっている」という誤った信念(強姦神話)や、性暴力を肯定する価値観を男

性に持たせ、性犯罪の発生を促す恐れがあることが指摘された(Donnerstein, 1980; Donnerstein & Berkowitz 1981)。2000年には、これまでに英語圏で行なわれた46の実証研究を、Paolucci, et al.がメタ分析し、ポルノにさらされると「逸脱的な性行動を取る傾向」、「性犯罪の遂行」、「強姦神話の受容」、「親密関係に困難をきたす経験」がいずれも2~3割程度増大することを明らかにした。その後の研究でも、暴力的な性描写を見たことがある子どもは、見たことがない子どもよりも、性的な攻撃行動をとった経験が6倍も高いことが示された(Ybarra et al., 2011)。

日本国内でも、科学警察研究所が1997~98年にかけて、強姦や強制わいせつで逮捕された容疑者を対象に実施したAVの影響調査によれば、33%が「AVを見て、自分も同じことをしてみたかった」と回答している。少年に限ると、その割合は49%に上る³¹。

一方で「カタルシス効果」、すなわち、ポルノによって性欲がガス抜きされて性犯罪が減る、という主張を実証した研究結果はほぼ皆無³²である(Paolucci, et al., 2000)。

3.2 創作物の性表現の影響研究

創作物を対象にした調査や研究も、1990年代以降、国内外で様々に行なわれている。総務庁(当時、1993)がポルノコミックに関して中高生の男女に実施した調査によれば、ポルノコミックに接している者は、女性の性役割に対する性差別の傾向(男は外で働き、女は結婚したら家庭に入るべきだとの意見に賛成)や、買・売春に対する許容的な傾向、男女の交際を性的交渉目的に限定する傾向が多い。「ポルノコミックは性の情報源」とする者は全体の半数、「ポルノコミックに刺激されて性的なことをしがちだ」とする者は男子高校生で33%に達した。

ゲームに関しても、総務庁(1994)が、ポルノ・ゲームや残酷なゲームに接触する中学生男女は、痴漢や覗き、強姦、売春行為への罪悪感が低下するとの調査結果を示した他、沖・林(1999)は、美少女と疑似恋愛を楽しむ「恋愛シミュレーション・ゲーム」をプレイした男性について、「ゲームの登場人物が実際にいる気がする」「現実の異性に興味を失う」といった傾向が、テレビやビデオで類似内容を視聴した者に比べ、優位に高いことを明らかにした。ゲームの場合、その双方向性からプレイヤー

ーが好きなようにストーリーを展開出来、また対象が自分に独自の反応を返してくるため、あたかも実体験であるかのような錯覚を持ち得ることが指摘されている。

また、佐々木 (2004) は創作物を含む性的メディア (ポルノコミック、グラビア雑誌、AV、裸やセックス描写のあるゲーム、ネットのアダルトサイト等) への接触経験と性意識との関係について、大学生を対象に調べた。性的メディアに接する頻度が多いほど、「罰せられなければ、相手の同意がなくてもセックスをする」という性暴力行動への是認度は高い。佐々木は、性的メディアに多く接すると歪んだ性情報や性行動を現実のものとして受け入れ、半ば性暴力的な態度が形成される可能性がある」と指摘している。

「性的に露骨なネット表現物」 (Sexually Explicit Internet Material, 以下SEIM) の影響に焦点を当てた新たな知見の提供も進みつつある。SEIMは、「ネット上の、もしくはネットからダウンロードされた視覚表現物で、見る者を興奮させようとする意図のもと、性行為と (勃起した) 性器を隠さずに描き、口唇や肛門や女性器へ男性器を挿入する様子のクローズアップを伴うもの」と定義される (Peter & Valkenburg, 2010)。その表現物が、実写か非実写かは問われない。

これまでの研究から、ネット上のSEIMにより多く接する若者は、性的な事柄に没頭する傾向が強くなったり、性別役割分担への考え方が保守的になったり、性的な欲求不満に陥ったり、口唇もしくは性器結合による性交の開始時期が早まったりすることが明らかになっている (Brown & L'Engle, 2009; Peter & Valkenburg, 2008)。

こうした影響が生じる理由について、Peter & Valkenburg (2010) がオランダの13歳から20歳の若者を調査したところ、SEIMへの接触が多い者ほど、その内容が1) 現実社会における性行為を反映している、2) 性交の情報源として役立ち、現実の性行為に適用可能であると認識していた。すなわち、SEIMに多く接触する若者は、そこでの情報を、性交時にどう振る舞うかを学ぶ「テキスト代わり」にする、という問題提起がなされている。Peter & Valkenburgは、SEIMが現実を反映しておらず、実際の性行為の手本とすべきではない事を教育すべきと提言している。若者が情報源としてSEIMに頼るのは、学校や家庭での性教育が若者の興味や疑問に十分対応出来ていないから、とも警鐘を鳴らしている。

3.3 性表現の影響研究の限界

メディアの影響研究が示すのは、因果関係ではなく相関関係であり、ポルノを見た全ての人が性的に攻撃的になるわけではない。性的攻撃性の原因は、複数の要因の集まりによるものと考えられている。性的攻撃性に直接関連する要因としては、「ポルノグラフィ」以外に、「性的な被害経験」が挙げられる (Hickey et al., 2008; Seto and Lalumiere, 2010)。間接的な要因とは、若者をより一般的に反社会的・攻撃的な態度で行動させるような事柄である。その一環として、性的な攻撃も行なうとされる。例えばケンカやいじめ、飲酒、ドラッグ使用、怒り、等の状態にあることが、性的な攻撃行動へ向かわせる一因となり得る (Ybarra et al., 2011)。

一方、こうした暴力や逸脱行為のリスク要因の影響を緩和するとされる、防止要因もある。それは「大人との感情的なつながり」である (Borowsky et al., 1997)。

4 従来の性表現規制と今後の方向性

現行の性表現規制については、刑法 175 条のわいせつ物頒布等の罪³³、児童買春・児童ポルノ禁止法、東京都青少年健全育成条例を始めとする各地方公共団体の青少年条例等、制度的に様々な規制がなされてきた。判例においても、チャタレイ事件³⁴を端緒に、「悪徳の栄え」事件³⁵、「四畳半襖の下張」事件³⁶などで、わいせつの構成要件は「①徒らに性欲を興奮または刺激せしめ、②普通人の正常な性的羞恥心を害し、③善良な性的道義観念に反するもの」とされてきた。漫画がわいせつ図画にあたるかどうかは初めて争われた松文館事件³⁷でも、「わいせつの判断基準・方法は、文書だけでなく、漫画本を含め図画にも妥当する」との判断が下されている。

しかしながら、現行の法令解釈や判例においても示されていない点がある。それこそが、本稿が検証した「創作物の性表現」と「現実の性被害」との関係性である。漫画の制作過程で実在児童に対する性的虐待が行なわれたり、ゲームやアニメに触発されたとして実在の児童や女性に性的危害を加えたりする事例は、今後も発生する可能性を否定できない。社会科学的な知見からも、創作物の性表現にさらされることで性暴力的な態度が形成されたり、性犯罪への罪悪感が低下し

たりする傾向が増大する等、様々な影響研究の結果が国内外で示されている。

児童買春・児童ポルノ禁止法を始め、性表現規制の制定を検討するにあたっては、創作物であることを理由に一律に規制対象から外すことは現実的でないと思料される。創作物の性表現による弊害の事実を踏まえた上で、一定の規制が受容される余地はあろう。

注

1 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 改正による「児童ポルノ」の定義は次の通り：「写真、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう）に係る記録媒体その他の物であって、次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの」。

また、改正により児童買春及び児童ポルノに係る犯罪の法定刑が引き上げられたとともに、電気通信回線を通じて児童のポルノを記録した電磁的記録等を提供する行為等が犯罪化された。

3 地方自治体レベルでは、奈良県が2005年に「子どもポルノ」（子どもとは13歳未満）の単純所持を禁じる条例を制定。京都府は2011年に、「児童ポルノ」（児童とは18歳未満）の単純所持を禁じる条例を制定。

4 2008年にブラジルで開催された「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」は、児童ポルノの単純所持のみならず、その前提となるアクセスや閲覧自体を処罰化するよう提言。アニメや漫画などの創作物も対象とされる（The Rio de Janeiro Declaration and Call for Action to Prevent and Stop Sexual Exploitation of Children and Adolescents, 2008）。また同

会議において、「日本が児童を性的に描いたマンガやアニメを規制しない結果、問題のある画像が世界中に出回っている」と批判された（読売新聞、2008年11月27日付）。

5 警察庁生活安全局少年課「NO!! 児童ポルノ」
検挙状況・被害状況
http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/statistics.html

6 他に、個人の趣味で画像等を収集する「単純所持」についても、自民、公明両党の案は処罰対象とするのに対し、民主党案は「有償かつ反復」して取得した場合に限定する。

7 民主党案第三条2

8 自民、公明党案（衆法第173回国会5号）
附則第二条

9 「青少年健全育成のため、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の早期改正を求めることに関する請願」参議院第177回国会法務委員会1775号、山谷えり子自民党議員紹介

10 描写対象は児童に限らない。

11 出版業界を中心に「表現の自由の侵害」「規制対象の定義が曖昧」などの声も出た。

12 出版倫理協議会による反対声明（2010年3月17日付）や、日本弁護士連合会による会長声明（2010年5月21日付）を参照。

13 東京都議会総務委員会速記録第八号（2010年5月18日付）における田中隆参考人（弁護士）の発言。また同委員会において、宮台真司参考人（首都大学東京教授）は、「メディアに悪影響を帰責する強力効果説には学問的根拠がない」と述べている。

14 東京都議会総務委員会速記録第八号（2010年5月18日付）における赤枝恒雄参考人（赤枝六本木診療所院長）の発言。

15 第一条「この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、あわせて児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利を擁護することを目的とする」

16 児童ポルノを第三者に提供した罪で2006年に懲役1年4月、執行猶予3年の判決（毎日新聞2007年1月3日付）。

17 読売新聞（2010年5月4日付）。

18 著作権法においては、写真をイラスト加工するといった著作物の表現形式の変更は「変形」という。

19 わいせつ性によって違法とされたり、内容によって青少年向け販売が規制されたりすることはある。

20 2004年11月、奈良市で小学1年の女兒（当時7歳）が誘拐、殺害された事件。元新聞販売所従業員の男（小林薫死刑囚）が、わいせつ目的誘拐、殺人など8つの罪に問われた。2006年に死刑判決が確定（毎日新聞、2006年10月11日付）。また過去にも、1988年から1989年にかけて、都内在住の男（宮崎勤死刑囚）が埼玉と東京で計4人の幼女を誘拐・殺害した事件が発生。男の自室からはアニメを中心とした5000本以上のビデオテープが見つかり、「おたく」という言葉を世に広めた（読売新聞、2011年7月23日付）。

21 産経新聞（2004年12月31日付）ほか。

22 読売新聞（2005年1月19日付）。

23 東京新聞（2005年4月26日付）。

24 自民党の野田聖子議員が呼びかけ人となり、自民、民主、社民の各党の有志の議員が参加。コミックやゲームなどをめぐる現状を市民団体や警察庁から聴取（朝日新聞、2005年4月20日付）。

25 2010年9月の二審で、一審と同じく懲役14年の判決。弁護側は上告（読売新聞、2010年9月24日）。

26 2009年9月に無期懲役が確定（共同通信、2009年9月19日付）

27 産経新聞ウェブニュース公判記録（2009年1月13日付）ほか。
<http://sankei.jp.msn.com/affairs/trial/090113/tri0901131112003-n1.htm>

28 熊本日日新聞（2011年3月8日付）

29 日本経済新聞（2012年12月21日付）

30 精神科医の小西聖子は奈良市の事件について、「性犯罪の加害者はよく、犯行の理由としてビデオやコミックなど外的理由を挙げる。確かに一つの要因だが、それらに触発されて犯行をしたという筋書きにとらわれると、本人の責任や犯行を招いたほかの要因を見落とす恐れがある。同じものを見ても多くの人は犯罪などしない。そうした人と、小林被告を隔てたものは何か。背景の多角的な解明が大事」と指摘する（東京新聞、2005年4月26日付）。

31 読売新聞（2010年4月14日付）

32 それに該当するとされる1970年代のデンマークの研究は、比較対象グループが含まれていないなど、研究手法に難があったとされる。

33 刑法第175条（わいせつ物頒布等）：

「わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を頒布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を頒布した者も、同様とする。

2 有償で頒布する目的で、前項の物を所持し、又は同項の電磁的記録を保管した者も、同項と同様とする」。

34 D・H・ロレンスの「チャタレイ夫人の恋人」の翻訳者と出版社社長が刑法175条違反で起訴された事件。最高裁は「わいせつ文書」の構成3要件を定義した上、刑法175条は性的秩序を守り、最小限度の性道徳を維持するという公共の福祉のための制限であり、合憲である、と判示した（最大判昭和44・10・15刑集23巻10号1230頁）。

35 マルキ・ド・サドの「悪徳の栄え」の翻訳者と出版社社長が、刑法175条違反で起訴された事件。最高裁の多数意見はチャタレイ判決を踏襲したが、わいせつ性は文書全体との関連で判断すべきとした（最大判粗油和44・10・15刑集23巻10号1239頁）。

36 永井荷風作と伝えられる戯作を掲載した編集長と出版社社長が刑法175条違反で起訴された事件。最高裁はチャタレイ判決の3要件を維持したが、わいせつ性の判断は、性描写の程度、手法、文書全体に占める比重、文書に表現された思想等との関連性、文書の構成・展開、芸術性・思想性等による性的刺激の緩和の程度など、文書全体の検討の必要性を強調した（最判昭和55・11・28刑集34巻6号433頁）。

37 成人向け漫画「蜜室」を発行した松文館の社長が刑法175条違反で起訴された事件。当該漫画は性描写が大半を占め、男性が女性を暴力的に陵辱し、女性がそのような行為を愛の形であると述べる場面も含まれている。最高裁は2007年6月に上告を棄却し、漫画もわいせつ物にあたる判断した二審判決が確定。二審判決は「わいせつの判断基準・方法は、文書だけでなく、本件のような漫画本を含め図画にも妥当する」とした上で、当漫画本を「性交などの場面が露骨で詳細に描かれており、芸術性があるともいえず、わいせつ物と認められる」と指

摘した。漫画がわいせつ図画にあたるかどうか争われたのは初めて（上告審 最高裁判所（第一小法廷）平成17年（あ）1508号）。

なお、一審判決は、弁護側の「性犯罪による少年の検挙者数が大幅に減少していること等から、わいせつ物の頒布等が性犯罪を誘発するというのは科学的に何らの根拠のない俗信にすぎない」との主張に対し、「成人・少年を問わない性犯罪の認知件数は近年激増しており、性表現物をめぐる社会状況の変化とも一定の関係を有することは容易に推認できる」と指摘している（原審 東京地方裁判所刑事第2部 平成14年刑（わ）第3618号）。

参考文献

- Borowsky I. W., Hogan M., & Ireland, M. "Adolescent sexual aggression: Risk and protective factors," *Pediatrics*, 100:e7(1997).
- Brown, J. D., & L'Engle, K. L., "X-rated: Sexual attitudes and behaviors associated with U.S. early adolescents' exposure to sexually explicit media," *Communication Research*, 36(2009), pp.129-151.
- Donnerstein, E., "Aggressive erotica and violence against women," *Journal of Personality and Social Psychology*, 39 (1980), pp.269-277.
- Donnerstein, E. & Berkowitz., "Victim reactions in aggressive erotic films as a factor in violence against women," *Journal of Personality and Social Psychology*, 41(1981), pp.710-724.
- Hickey N, Farmer E, Vizard E., "Comparing the developmental and behavioural characteristics of female and male juveniles who present with sexually abusive behaviour," *The Journal of Sexual Aggression*, 14(2008), pp.241-252.
- Paolucchi, O. E., & Genuis, M., & Violato, C., "A Meta-analysis of the published research on the effects of pornography," *The changing family and child development*, Aldershot: Ashgate (2000). pp.48-59
- Peter, J. & Valkenburg, P. M., "Adolescents' exposure to sexually explicit Internet material and sexual preoccupation: A three-wave panel study," *Media Psychology*, 11 (2008), pp.207-234.
- Peter, J. & Valkenburg, P. M., "Processes underlying the effects of adolescents' use of sexually explicit internet material: The role of perceived realism," *Communication Research*, 37(2010), pp.375-399.
- Seto M. C., & Lalumiere M. L., "What is so special about male adolescent sexual offending? A review and test of explanations through meta-analysis," *Psychol Bull*, 136(2010), pp. 526-575.
- Ybarra, L. M., Mitchell, J. K., Hamburger, M., Diener-West, M., & Leaf, J. P., "X-rated material and perpetration of sexually aggressive behavior among children and adolescents: Is there a link?" *Aggressive Behavior*, 37(2011), pp. 1-18.
- 大淵憲一「暴力的ポルノグラフィー：女性に対する暴力、レイプ傾向、レイプ神話、及び性的反応との関係」社会心理学研究第6巻第2号（1991）119-129頁。
- 沖裕貴、林徳治「仮想体験と性的問題行動」日本教育情報学会第15回年会、Nov.13-14（1999）52-55頁。
- 佐々木輝美「性的メディア接触が大学生の性意識に与える影響に関する研究」教育研究46, 国際基督教大学学報I-A（2004）143-152頁。
- 総務庁「青少年とポルノコミックを中心とする社会環境に関する調査研究報告書」（1993）
- 総務庁「青少年とアダルトビデオ等の映像メディアに関する調査研究報告書」（1994）
- 二瓶由美子「ポルノグラフィーと性犯罪～暴力的AVが性犯罪に与える影響について」桜の聖母短期大学紀要28（2004）1-13頁。
- 三井宏隆「社会科学と社会政策（Ⅱ）—Meese Commissionについて—」哲学第91集（1990）567-590頁。
- 渡辺真由子「性的有害情報に関する実証的研究の系譜～従来メディアからネットまで」情報通信学会誌103（2012）81-88頁。